

令和3年度白鷹町正社員化促進事業奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の長期の雇用安定を図るとともに、優秀な人材の確保・定着を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省第3号。以下「規則」という。）に規定する転換等を実施した事業主に厚生労働省がキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「国助成金」という。）を支給する場合に、予算の範囲内で町が白鷹町正社員化促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「正社員」とは、次の全てを満たす労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という。）が適用されている労働者であること。

(2) 「多様な正社員」とは、次のいずれかを満たす労働者をいう。

ア 勤務地限定正社員 勤務地が、同一の事業主に雇用される正社員の勤務地に比べ限定されている労働者であって、前号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。この場合において、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであること。

イ 職務限定正社員 職務が同一の事業主に雇用される正社員の職務に比べ限定されている労働者であって、前号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。

ウ 短時間正社員 次のいずれかのコースに該当する短時間労働者であって、前号エを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。

(ア) 1日の所定労働時間を短縮するコース 同一の事業主に雇用される正社員の1日の所定労働時間が7時間以上の場合で、1日の所定労働時間を1時間以上短縮するものであること。

(イ) 週、月又は年の所定労働時間を短縮するコース 同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の場合で、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮するものであること。

(ウ) 週、月又は年の所定労働日数を短縮するコース 同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するものであること。

- (3) 「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む。）のうち、正社員、多様な正社員以外のものをいう。
- (4) 「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。）をいう。
- (5) 「非正規雇用労働者等」とは、次の各号のいずれかを満たす労働者をいう。
 - ア 無期雇用労働者
 - イ 有期雇用労働者
- (6) 「有期→正規」とは、有期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (7) 「無期→正規」とは、無期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (8) 「転換等」とは、「有期→正規」又は「無期→正規」のことをいう。
- (9) 「中小企業事業主」とは、国助成金の区分による。
- (10) 「小規模事業主」とは、国助成金において企業規模が中小企業事業主とされ、支給対象事業主の業種分類が「製造業その他」で企業全体の常時雇用する労働者数が20人以下又は業種分類が「商業・サービス業」で常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 町内に雇用保険適用事業所がある中小企業事業主（小規模事業主を含む）であること。
- (2) 令和2年4月1日以降に支給対象労働者の転換等を実施し、支給対象労働者に係る国助成金のうち、「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分について、山形労働局長から支給決定を受けていること。
- (3) 町税等に未納・滞納がないこと。

(支給対象労働者)

第4条 奨励金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 国助成金の「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分を実施された労働者であること。
- (2) 転換等された日において、50歳未満であること。
- (3) 転換等された日において、町内の事業所で勤務する労働者であること。

(4) 転換等された日において、町内に住所があること。

(支給金額)

第5条 転換等の区分に応じ、支給対象労働者1人当たり、次の表に定める金額を支給する。

区分	小規模事業主	中小企業事業主
有期→正規	200,000円	150,000円
無期→正規	100,000円	75,000円

(転換等実施報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主(以下、「申請事業主」という。)は、支給対象労働者の転換等を実施してから60日以内に町長に転換等実施報告書(様式第1号)を提出するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、転換等実施報告書以外の書類の提出を申請事業主に求めることができる。

(支給の申請)

第7条 申請事業主は、山形労働局長に国助成金支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日以内又は令和4年3月18日のいずれか早い期日までに町長に白鷹町正社員化促進事業奨励金支給申請書(様式第2号)(以下「支給申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 国助成金支給申請書の写し(長井公共職業安定所の受付印があるもの)
- (2) 国助成金支給決定通知書の写し
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他町長が必要とする書類

(支給の決定等)

第8条 町長は、支給申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、支給決定又は不支給決定を行い、申請事業主に通知するものとする。

2 町長は、支給の請求書の提出があった日から30日以内に、奨励金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業主は、国助成金の支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに町長に報告するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 町長は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国助成金の支給決定取消しや返還命令があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき。
- (3) 第2条から第5条までの要件を満たさないことが判明したとき。

(奨励金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(奨励金の経理等)

第12条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金に係る収支に関する帳簿その他の関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査)

第13条 町長は、奨励金の支給を受けた事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等に関し、調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度白鷹町正社員化促進事業奨励金支給要綱第6条の規定による転換等実施報告を行った事業者は、本要綱第6条の報告を行ったものとみなす。
- 3 令和2年4月1日から令和3年5月31日までに転換等を実施した事業者については、第6条の「支給対象労働者の転換等を実施してから60日以内に」とあるのは「令和3年7月30日まで」と、令和3年3月6日から令和3年7月30日までの間に山形県知事から山形県正社員化促進事業奨励金の支給決定を受けた事業者については、第7条の「山形労働局長に国助成金支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日以内」とあるのは、「令和3年7月30日まで又は山形労働局長に国助成金支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日以内のいずれか遅い日まで」とそれぞれ読み替えて適用する。